

令和5年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和5年5月16日(火曜日)

○日時 令和5年5月16日 午前10時33分開会

○場所 議場

○議件

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 所管事務調査の実施について

○出席委員(7名)

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 永本浩子 |
| 副委員長 | 村椿敏章 |
| 委員   | 金兵智則 |
|      | 栗田政男 |
|      | 里見哲也 |
|      | 古田純也 |
|      | 古都宣裕 |

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(8名)

|       |
|-------|
| 石垣直樹  |
| 井戸達也  |
| 小田部照  |
| 澤谷淳子  |
| 立崎聡一  |
| 深津晴江  |
| 松浦敏司  |
| 山田庫司郎 |

○事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 岩尾弘敏  |
| 次長     | 石井公晶  |
| 総務議事係長 | 法師人絵理 |
| 総務議事係  | 山口諒   |

午前10時33分開会

○平賀貴幸議長 ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

初めての委員会でございますので、委員長の互選を行うわけではありますが、この職務は年長の委員が仮委員長となって執り行うことになっておりますので、まず、私から年長の委員であります、永本浩子委員を御紹介いたします。

永本委員、こちらに御足願います。

○永本浩子委員 それでは年長ということで、私が仮委員長を務めさせていただきます。

早速委員長の互選を行うわけではありますが、既に内定しておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

委員長には、私、永本浩子を指名したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、私、永本が委員長に決定をいたしました。

それでは、ここで一言御挨拶を申し上げます。

皆様方の御推挙により、委員長に就任することとなり、光栄に存じているところでございます。

もとより微力ではありますが、委員各位の御協力を得ながら、本委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは次に、副委員長の互選を行うわけではありますが、既に内定しておりますので、私から指名をさせていただきたいと思っております。

副委員長には村椿敏章委員を御指名したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、村椿委員が副委員長に決定いたしました。

それでは村椿副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○村椿敏章委員 一言御挨拶申し上げます。

皆様方の御推挙により、副委員長に就任することとなり、光栄に存じているところでございます。

もとより微力ではございますが、委員長を補佐しながら、委員各位の御協力を賜り、本委員会の円滑

な運営に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、副委員長就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○永本浩子委員長** それでは次に、当委員会の所管事務調査の実施について御協議いただくこととしまして、局長より説明をお願いいたします。

**○岩尾弘敏議会事務局長** 所管事務調査の実施について御協議いただきたく、御説明いたします。

まず、常任委員会の権限につきましては、地方自治法第109条第2項に規定されておまして、本議会で付託された議案や請願等の審査と委員会が所管する事務調査の二つがございます。

常任委員会では、議案等の審査と所管事務調査しかできないことになっているということになっておりますが、所管事務調査につきましては、網走市議会会議規則に規定があり、常任委員会がその所管に属する事務について調査しようとするときは、調査事項、調査目的、調査方法、調査期間をあらかじめ議長に通知しなければならないと定められております。

御協議いただきたい内容は、当委員会で所管事務調査を行うため、お手元に御配付しております、文教民生委員会所管事務調査の実施について委員会として決定していただきたいということでございます。

この所管事務調査の実施について（案）でございますが、1の調査事項、市民環境部の所管に関する事項、2番目の健康福祉の所管に関する事項、3番目の教育委員会所管に関する事項とするものであり、調査目的につきましては、上記調査事項に関して現地の実態を的確に把握し、本委員会として必要な知識及び資料を得ること目的とする。3番目の調査方法につきましては、書面調査及び説明調査のほか、必要により実地調査によるものとする。4番目、調査期限につきましては調査が終了するまでとし、閉会中もお調べするものでございます。

これにつきまして機関決定されましたら、議長に通知し、議長はこれを受けて、所管事務調査の閉会中継続審査を本会議に上程して議決を決めるものでございます。

この所管事務調査実施の手続は一般選挙後の初議会のときと、常任委員会の任期であります、2年後の6月議会で協議をいただいております。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** ただいま、当委員会の所管事務調査の実施について局長から御説明がありましたけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、当委員会の所管事務調査の実施については、お手元に御配付の所管事務調査の実施についてのとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終わりましたけれども、皆様からは何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、これで文教民生委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時39分閉会